

第202300326648号
令和6年3月25日

各病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 開設者 様

鳥取県福祉保健部感染症対策局感染症対策課長
(公印省略)

新興感染症対応力強化事業の実施計画について (照会)

日頃より、本県の感染症予防対策の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)に基づき、都道府県と医療措置協定(法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下「協定」という。)を締結する医療機関の施設整備、設備整備費用の支援制度を設ける予定です。

今般、当該支援制度(新興感染症対応力強化事業)の事業実施に当たり、下記のとおり、国庫補助金の要望額を算定するための調査を行いますので、本事業の活用を希望される場合には、期限までに御回答をお願いします。

(担当) 神波 (電話) 0857-26-7759

記

1. 新興感染症対応力強化事業の概要

以下の施設整備事業、設備整備事業について、10分の10又は3分の2を補助する制度を創設予定です。

(補助対象経費等の詳細は別紙を御確認下さい。)

(1) 「病床確保」に係る協定を締結する(協定締結が決まっている場合を含む。(2)、(3)も同じ。) 病院、診療所

①施設整備事業

ア. 病室の感染対策に係る整備

・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。)等

イ. 病棟等の感染対策に係る整備

ウ. 個人防護具保管施設の整備

②設備整備事業(新規購入及び増設する場合に限る)

ア. 簡易陰圧装置

イ. 検査機器(PCR検査装置)

ウ. 簡易ベッド

(2) 「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所

①施設整備事業

ア. 個人防護具保管施設の整備

②設備整備事業(新規購入及び増設する場合に限る)

- ア. 検査機器（PCR検査装置）
 - イ. 簡易ベッド
 - ウ. HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）
- (3) 「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
- ①施設整備事業
 - ア. 個人防護具保管施設の整備

2 回答方法・期限等

上記1の補助制度の活用を希望される場合には、次の期限までに様式を御提出ください。

【様式】(1) 施設整備事業

- ア 様式2 施設整備事業費内訳書
- イ 様式3-16 施設整備事業計画書
- ウ 整備箇所の図面、事業費の積算根拠等が確認できる資料（見積書等）を添付してください。

(2) 設備整備事業

- ア 様式1-21 設備整備事業概要
- イ 整備内容の規格・単価が確認できる資料を添付してください。（見積書、カタログ等）

【方法】 電子メール（エクセル）

【提出先】 kansentaisaku-center@pref.tottori.lg.jp

【期限】 令和6年4月26日（金）

3 その他

各医療機関の申請状況や国庫補助金の配分状況により、補助金の額を調整させていただく場合がありますので、あらかじめ御承知ください。